

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に係る利用契約書

様（以下、「利用者」という。）と所沢市より委託をうけ新所沢東地域包括支援センターを運営する社会福祉法人安心会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して提供する指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう指定介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という。）を実施し、指定介護予防サービス又は介護予防・生活支援サービスの提供が確保されるよう、サービスの提供事業者の選定・推薦に際しては利用者のニーズをふまえつつ、公正・中立に行い、サービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、所沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第1項第2号に該当するサービス事業者として、サービスを受ける場合にあっては、介護保険法施行規則第140条の6第2の5第3項に規定する計画（以下「介護予防・生活支援サービス計画」という）に基づく期間とします。
- 3 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護予防支援等の担当職員）

第3条 事業者は、所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第71号）に定める3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員）の職員及び所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年市条例第43号）に定める保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）から、担当職員を選任し、適切な介護予防支援等の実施に努めます。

- 2 事業者は、前項の担当職員を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。
- 3 事業者は、担当職員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

(介護予防支援等の実施)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を担当職員に担当させ、介護予防支援等を実施します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等（以下「利用者等」といいます。）に面接して、利用者が抱えている問題点を明らかにして、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの事業者等（以下「指定介護予防サービス事業者等」）について、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供します。
- (3) 利用者は、介護予防支援に係る介護予防サービス計画又は介護予防・生活支援サービス計画（以下「介護予防サービス計画等」という）に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を受けることができます。
- (4) 利用者は、介護予防サービス計画等に位置付けた居宅サービス事業所について、その事業所を選定した理由の説明を求められます。
- (5) 利用者が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるようにできるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう、利用者等の選択を支援します。
- (6) 利用者等の意向を踏まえた具体的な目標を達成するため、その支援の留意点、支援内容及び達成期間等を記載した介護予防支援に係る介護予防サービス計画又は介護予防・生活支援サービス計画（以下「介護予防サービス計画等」という）の原案を作成します。
- (7) サービス担当者会議を招集、開催して、利用者の状況等の情報を担当者と共に、介護予防サービス計画等の原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。また、やむを得ない理由があってサービス担当者会議を開催できない場合には、担当者に対する照会により情報を共有し意見を求めます。
- (8) 介護予防サービス計画等の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうか区分した上で、その種類、内容及び利用料等について、利用者等に説明し、文書により利用者の同意を求めます。
- (9) 介護予防サービス計画等を作成した場合には、利用者及び担当者に交付します。
- (10) その他、介護予防サービス計画等の作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、介護予防サービス計画等の作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- (1) サービス開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービスの評価期間が終了する月、また利用者の状況に著しい変化があった場合には、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接します。なお、訪問しない月についても、可能な限り利用者が利用するサービス事業所を訪問して利用者と面接するよう努めます。
- (2) 指定介護予防サービス事業者等から、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1ヶ月に1回聴取します。
- (3) 少なくとも1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録します。

- (4) 介護予防サービス計画等に位置付けた期間が終了した場合には、目標の達成状況を評価します。
- (5) 経過観察・再評価に関して必要な、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

(介護予防サービス計画等の変更)

第6条 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意により介護予防サービス計画等を変更します。

(給付管理)

第7条 事業者は、介護予防サービス計画等の作成後、毎月サービス提供の実施状況を確認して給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第8条 事業者は、利用者が要支援認定に係る更新申請及び区分変更申請、または要介護認定に係る新規申請、その他サービスの継続に必要な手続きを行う場合には、必要な援助を行います。

2 事業者は、利用者が希望する場合には、利用者の意思を確認した上で、前項の申請を利用者に代わって行います。

(施設入所等に係る支援)

第9条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供します。

(利用料)

第10条 事業者が提供する介護予防支援等のサービス利用料は、契約書別紙のとおりです。

(サービスの提供の記録)

第11条 事業者は、介護予防支援等のサービス提供に係る記録を作成した後、5年間これを保存します。

2 事業者は、利用者等からの申出があった場合には、当該利用者に係る前項の記録を閲覧させ、また利用者等は、同記録の複写物の交付を受けることができます。

3 本条の規定については、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとします。

(職員の身分証携帯義務)

第12条 担当職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時又は利用者等から提示を求められた場合には、いつでも身分証を提示します。

(秘密保持義務)

第13条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、法令の定めるところによる他、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整及び地域ケア個別会議での検討その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(相談・苦情対応)

第14条 事業者は、利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定介護予防支援等又は介護予防サービス計画等に位置付けた指定介護予防サービス等に関する利用者等の相談、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

2 利用者は、事業所が設置する窓口の他、重要事項説明書に記載された関係機関にも相談することができます。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、指定介護予防支援等のサービス提供に際して事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や市に連絡を行うなど必要な措置を講じます。

(損害賠償)

第16条 事業者は、指定介護予防支援等のサービス提供に際して、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、指定介護予防支援等のサービス業務を行うに際しては、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(契約の終了)

第18条 利用者は、事業者に対して、7日前までに文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者等が事業者や担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険法施行規則第140条の62の4各号に該当しなくなったとき

(2) 利用者が要介護認定を受けたとき

(3) 利用者が死亡したとき

(4) 利用者が医療施設等に入院する等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となったとき

(5) 利用者が事業者の担当する日常生活圏域以外に住所を異動した場合。

4 事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとしします。

(業務委託)

第19条 事業者は、利用者等の意向及び事業所の職員体制等を踏まえ、所沢市が設置する所沢市高齢者福祉計画推進会議の承認を経て、介護予防支援等のサービス業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。この場合においても、事業者は、介護予防支援等のサービス提供に係る責任を負います。

(本契約に定めのない事項)

第20条 利用者とは事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとしします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第21条 利用者とは事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、所沢市を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

住 所 : 埼玉県所沢市松葉町11-1 マルハビル5階

法人名 : 社会福祉法人 安心会

代表者氏名 : 理事長 片居木 裕明 ㊟

事業所名 : 新所沢東地域包括支援センター

(事業者番号 : 1102500087)

利用者

住所 : _____

氏名 : _____ ㊟

代理人・代筆者 (いずれの場合も利用者欄は記入してください)

住所 : _____

氏名 : _____ ㊟

利用者本人との関係 : _____

【契約書別紙】

○ 担当職員

氏名 _____ 連絡先 2968-8899

○ 料金

- ・介護予防支援のサービス利用料は、1ヶ月あたり4,491円です。
なお、新規の利用者の場合は、サービス開始月についてのみ3,126円が加算されます。
また、小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際には、3,126円が加算されます。
ただし、法定代理受領により当事業所に対し介護保険で給付される場合は、利用者の自己負担はございません。
- ・介護予防支援のサービスについては、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、利用料の支払い方法が変更され、法定代理受領ができなくなる場合があります。
その場合は、一旦1ヶ月あたり4,491円（新規の場合はサービス開始月についてのみ3,126円が加算され7,617円）の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日所沢市介護保険課の窓口へ提出しますと、利用料の払戻しを受けることができます。
- ・介護報酬の変更等により介護予防支援のサービス利用料に変更があった場合、変更後のサービス利用料で計算します。
- ・第1号介護予防支援事業に係る費用については、所沢市から事業者へ直接支払われることから、利用者の自己負担はありません。
- ・本契約に付随して行う所沢市等への介護保険に関する申請手続き及び申請書類の作成にあたって、料金が発生することはありません。

○ 相談・苦情の窓口

- ・介護予防サービス計画等に位置付けた指定介護予防サービス事業者に関する相談、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

受付担当者 新所沢東地域包括支援センター センター長
連絡先 2998-8899
受付時間 午前9時00分～午後5時00分
月曜日から金曜日（祝日 年末年始を除く）

- ・上記窓口以外にも、重要事項説明書に記載された関係機関に相談をすることができます。